

(表 1) 浜松町館の概要

所在地	東京都港区海岸一丁目7番1号	
開設年月日	令和2年9月14日（再開業）	
敷地	構造：地下2階地上40階塔屋1階 （うち主なセンター施設関連階：地上1階から地上5階） 延床面積：182,052㎡ （うちセンター施設関連：16,602㎡） 主な施設：	
建物	施設内容	収容人数
	展示室（1,534㎡）4室	各880名
	会議室（83㎡）	48名
	会議室（182㎡）	106名
	会議室（257㎡）	148名

(表 2) 台東館の概要

所在地	東京都台東区花川戸二丁目6番5号	
開設年月日	昭和44年11月	
敷地	3,047㎡（区所有） 構造：地下1階地上9階塔屋3階 （うち主なセンター施設関連階：地上1階から地上7階） 延床面積：19,505㎡ （うちセンター施設関連：10,548㎡） 主な施設：	
建物	施設内容	収容人数
	会議室（67㎡）2室	各35名
	展示室（1,495㎡）	600名
	展示室（1,479㎡）	600名
	展示室（1,479㎡）	600名
	展示室（1,383㎡）	600名

(表 3) 指定管理者が行う主な業務

1	展示室、会議室の利用承認
2	展示室、会議室及び附帯設備の貸出し及びこれに付随する調整等の業務
3	展示室、会議室及び附帯設備に係る利用料金の徴収
4	展示室、会議室（これらに係る荷役場等の専用施設等を含む）の施設、設備及び物品の維持管理・修繕・更新・補充
5	展示室、会議室の利用促進に向けた広報宣伝活動

(表 4) 展示室稼働率（注 1）の推移

（単位：％）

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
浜松町館（注2）	80.9	72.6	31.9	34.6	56.6
台東館			24.1	29.6	43.4

（注 1） 展示室稼働率＝換算日数÷開館日数（利用可能日数）

（注 2） 令和 2 年 9 月 1 4 日開設

(イ) 東京都立多摩産業交流センター

東京都立多摩産業交流センター（以下「多摩産業交流センター」という。）は、多摩地域の持つ産業集積の強みを活かし、広域的な産業交流の中核機能を担うことにより、東京都における産業の振興を図ることを目的として、設置されている。

多摩産業交流センターの管理運営方針は、

- ① 中小企業者の経営の向上等への支援を通じ、その成長・発展に資する
- ② 中小企業者の販路開拓の機会を十分確保するとともに、利用者の利便性向上を図るなど、適切な運営に努める
- ③ 公共施設として求められる運営の公平性の確保や、都等の行政機関と連携した公共目的での施設の有効活用に取り組む
- ④ 事故なく円滑に施設の管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な業務遂行に努める

⑤ 地域住民・周辺事業者の十分な理解を得て、円滑な事業運営に努めるである。

多摩産業交流センターの施設概要、指定管理者が行う主な業務及び展示室稼働率の推移は、表 5 から表 7 までのとおりである。

多摩産業交流センターの指定管理者については、公募により、多摩産業交流センター指定管理共同企業体が選定されている。指定管理期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までである。

ところで、多摩産業交流センターの設置目的及び管理運営方針に基づき、現場確認を含めた利用者の視点での検証を行ったところ、別項指摘事項及び意見・要望事項のとおり、指定管理者制度運用の不備について改善を要する点、利用者の視点に立ったサービスの提供が望まれる点が認められた。

産業労働局及び指定管理者は、多摩産業交流センターの設置目的、指定管理者制度の目的及び趣旨を踏まえ、利用者のニーズに応えるとともに、適正かつ効果的・効率的な管理運営を行うことが求められる。

(表 5) 施設概要

所在地	東京都八王子市明神町三丁目19番2号		
開設年月日	令和4年10月14日		
敷地	10,499㎡		
	構造：地下1階、地上7階 （うち主なセンター施設関連階：展示棟地上1階から地上2階まで、 庁舎・会議室棟地上1階から地上3階まで）		
	延床面積：29,131㎡ （うちセンター施設関連：9,804㎡）		
	主な施設：		
	施設内容	収容人数	
	展示室（約2,400㎡）	2,000名	
会議室（約200㎡）2室	各100名		
会議室（約100㎡）3室	56名・57名・50名		
会議室（約50㎡）2室	26名・27名		

(表 6) 指定管理者が行う主な業務

1 展示室、会議室の利用承認
2 展示室、会議室及び附帯設備の貸出し及びこれに付随する調整等の業務
3 展示室、会議室及び附帯設備に係る利用料金の徴収
4 展示室、会議室（これらに係る荷役場等の専用施設等を含む）の施設、設備及び物品の維持管理・修繕・更新・補充
5 展示室、会議室の利用促進に向けた広報宣伝活動
6 中小企業者、研究機関、大学等及び行政機関の協働による産業振興を目的とした研究及び事業の企画・営業のために必要な業務
7 中小企業者の広域的な産業交流を促進する事業の企画・営業のために必要な業務

(表 7) 展示室稼働率 (注 1) の推移 (単位：%)

施設名	令和4年度
多摩産業交流センター (注2)	30.0

(注 1) 展示室稼働率＝換算日数÷開館日数 (利用可能日数)

(注 2) 令和 4 年 1 0 月 1 4 日開設

イ 指摘事項及び意見・要望事項

(意見・要望事項)

(ア) 浜松町館及び台東館の利用案内等におけるフロアガイドの情報掲載について

指定管理者である公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「指定管理者」という。）は、浜松町館及び台東館のホームページ及び利用案内リーフレットにおいて、館内施設の位置情報を示したフロアガイドを掲載している。また、両館内には、各階の施設情報を示したフロアガイドを設置している。

これらのフロアガイドについて見たところ、次のような事例が認められた。

- a ホームページでは、監査日（令和 5 年 9 月 2 2 日）現在、表 8 のとおり、フロアガイドの案内用図記号（以下「ピクトグラム」という。）又は日本語表記が、施設整備マニュアル及び現行の「JIS 28210 案内用図記号」を反映したものとなっていない。
- b 利用案内リーフレット（令和 3 年 1 月発行）についても、ホームページ同様に、施設整備マニュアル及び現行のピクトグラムを反映したものとなっていない。
- c 浜松町館の各階には AED が配置されているが、この配置場所が館内のフロアガイドには表示されていない。

ところで、令和 3 年 3 月に国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が、車椅子利用者用トイレの様々な機能（オストメイト用設備、ペーパーベッド等）が付加されることで利用が集中し車椅子使用者の利用が困難となるケース等が発生したことから、トイレの表示は、「多機能」、「多目的」など、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示するなどの工夫を行うよう見直された。これを踏まえ、福祉のまちづくり条例においても、トイレの出入口の表示について、これまでの誰でもが利用できる旨（だれでもトイレ）の表示を改め、車椅子利用者用トイレの設備及び機能を表示する旨の規則改正を行った。これを反映し、施設整備マニュアルを更新している。

ピクトグラムは、言葉や文字によらず、一目見ただけで多くの情報伝達や案内を可能とするものであり、令和 2 年 5 月に経済産業省が、近年の社会事情の変化を踏まえつつ、日本人だけでなく外国人観光客にとっても分かりやすい案内表示を目指すために、「JIS 28210 案内用図記号」に、「男女共用お手洗」等 9 つのピクトグラムを追加している。

こうした社会事情の変化に対応した改正等を反映し、より分かりやすい情報掲載とすることは、施設利用者の快適性・利便性に寄与するものである。また、AED の配置については、緊急時に備え、施設内のフロアガイドに表示し、誰もが認識できるようにすることが有益である。

指定管理者は、浜松町館及び台東館の利用案内等におけるフロアガイドについて、社会事情等に対応した分かりやすい情報掲載とすることが望まれる。

（公益財団法人東京都中小企業振興公社）

（表 8）社会事情等に対応した情報掲載でないもの

施設	フロアガイド事象	問題点等
	「多目的トイレ」	誰でも使用できるような名称となっている。
浜松町館	授乳室・オムツ替え室のピクトグラム	現行の「JIS 28210 案内用図記号」ではない。
	「多目的トイレ」	誰でも使用できるような名称となっている。
台東館	授乳室・オムツ替え室のピクトグラム	現行の「JIS 28210 案内用図記号」ではない。
	飲料自動販売機	現行の「JIS 28210 案内用図記号」ではない。

（指摘事項）

（イ）多摩産業交流センターにおけるホームページのウェブアクセシビリティを確保すべきもの

局は、多摩産業交流センターの指定管理者である多摩産業交流センター指定管理共同企業体（以下「指定管理者」という。）に、多摩産業交流センターの施設情報や利用案内等を掲載したホームページを受託業務として業務委託契約により作成させ、その管理運営を指定管理業務として行わせている。

このホームページについて、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」（平成 29 年 7 月。以下「ホームページ作成基準」という。）を踏まえたウェブアクセシビリティ対応となっているか確認したところ、監査日（令和 5 年 10 月 26 日）現在、次のとおり、適切でない点が認められた。

- a 各種支援技術プログラム対応（音声読み上げソフトなどで解釈できるように記述）がされていない。
- b 分かりやすさを重視したアイコン、用語、弱者や色覚障害者への配慮等がされていない。

これらは、指定管理者においてウェブアクセシビリティ方針が策定されていないことによるものであるが、局が、指定管理者に、受託事業として本ホームページを作成させるに当たって、ホームページ作成基準の準拠について、契約書の仕様等において明示していないことが原因である。

また、これらのウェブアクセシビリティに関する対応の不備については、令和 5 年 1 月の総務局における調査においても明確となっていたところであるが、監査日現在、この対応状況について確認したところ、局は、今後、ホームページについて、ホームページ作成基準に準拠させる改修を、受託業務として業務委託契約により指定管理者に行わせる予定であるとしているが、改修スケジュールや改修内容の検討など、改修に向けた具体的な取

組が確認できない。

局及び指定管理者は、多摩産業交流センターにおけるホームページのウェブアクセシビリティを確保されたい。

（多摩産業交流センター指定管理共同企業体）
（産業労働局）

（意見・要望事項）

（ウ）小口利用料金収納のキャッシュレス化について

「東京都指定管理者制度に関する指針」において、都及び指定管理者は、「DX 推進に向けた 5 つのレス徹底方針」（令和 2 年 10 月 9 日付 2 政計第 361 号）を踏まえ、都指定管理者、あるいは指定管理者と施設利用者との間で行われる手続において、ペーパーレス、FAX レス、はんこレス、キャッシュレス、タッチレスの 5 つのレスを推進するとされている。

ところで、浜松町館、台東館及び多摩産業交流センターの各指定管理者は、各施設の指定管理者選定時に提出した事業計画書において、利用料金の収受方法について、原則として、展示場等貸出施設の利用料金は前納、電気料金など使用量に基づく利用料金は金額が確定し次第、それぞれ、期限までに指定銀行口座に振り込むこととしている。また、この例外として、利用者の利便性を高めるため、「会議室の当日利用などの急な小口料金の収納に対応するための電子マネー、クレジットカードによる支払」（以下「小口利用料金収納のキャッシュレス化」という。）も都と協議しながら検討するとしている（以下、この提案を「本提案」という。）。

各施設のキャッシュレス化の協議・検討の状況について、各年度の事業実施計画書及び事業報告に記載されていないため、各指定管理者に確認したところ、次のとおり状況である。

- a 浜松町館及び台東館では、急な利用であっても事前に口座振込をもらっている状況であり、電子マネー、クレジットカードによる支払の要望がないことから、小口利用料金収納のキャッシュレス化に向けた局との協議を行っていないとしている。なお、浜松町館については、次期指定管理期間（令和 5 年 4 月 1 日から 3 年間）の事業計画書においても、同様の提案を行っている。
- b 多摩産業交流センターでは、現状は、当日利用はなく、前日利用は口座振込としており、電子マネー、クレジットカードによる支払の対応はしておらず、小口利用料金収納のキャッシュレス化に向けた局との協議を行っていないとしている。

本提案は、口座振込による前納が原則である中、例外として、小口利用料金収納のキャッシュレス化を導入し、利用者の利便性を高めようとするものである。急な利用であって

も、原則である事前の口座振込を依頼している現状は、利用者の利便性を高めることを目的とした本提案の趣旨を踏まえたものとなっていない。 我が国のキャッシュレス決済比率は堅調に増加しており、このような社会的な需要の状況からすると、キャッシュレス化の推進を検討することは公共的施設のサービス提供として望ましいと考えられ、会議室の当日利用などの利用促進、当日利用料金の収納のキャッシュレス化等の利便性向上の両面から、本提案の検討を推進することは有効である。 各指定管理者は、自らが提案した小利用料金収納のキャッシュレス化について、検討を推進することが望まれる。 (公益財団法人東京都中小企業振興公社) (多摩産業交流センター指定管理共同企業体) (意見・要望事項) (エ) 利用者サービスの検証・分析の取組について 「東京都指定管理者制度に関する指針」において、指定管理者は、利用者アンケート等により利用者の満足度や意見等を把握し、これを確認・分析することとされている。 これに基づき、浜松町館、台東館及び多摩産業交流センターの各指定管理者は、利用者アンケート調査等を行っている。 この利用者アンケート調査等の利用者サービスの検証・分析の取組について見たところ、次のような状況が認められた。 a 3施設とも、アンケート調査の対象は、イベントや会議の主催者である施設の利用申込者等であり、イベントや会議のために本施設に来館した利用者を対象としている。 本施設は、設置目的に沿って展示室・会議室を貸し出す公の施設であることから、イベントや会議の主催者である利用申込者等に限らず、イベントや会議のために本施設に来館した利用者も含めた全ての施設利用者を対象とすることが望ましい。 b 多摩産業交流センターでは、アンケート調査実施方法は、メールによりアンケートを送付しメールでの返送を求めるものであり、令和4年度の回答者は29名、回答率は展示室利用申込者等の30%程度である。 より多くの回答が得られるようアンケートの回収方法の検討を行うことが望ましい。 c 浜松町館では、令和4年度から各階に意見箱を設置しており、令和4年度の回答実績は1件である。意見箱の設置場所(1階事務室前を除く。)が、展示室・会議室フロアのホワイエ(ロビー)の柱の横などであるため、エスカレーターや展示室・会議室の出入口の方向からは、柱の陰となり認識されにくい状況である。また、意見記入用紙は、意見を記入してもらう旨をあらかじめ記載した用紙が用意されておらず、意見箱の横にメモ用紙が1冊置かれている状況である。 また、多摩産業交流センターでは、監査日(令和5年10月26日)現在、イベント	や会議のために本施設を訪れる利用者の意見等を把握するための意見箱等の施設内への設置や、ホームページでの意見募集は実施していない。 意見をより多く把握するためには、意見箱の設置や設置場所の見直し、意見記入用紙の改善などをすることが望ましい。 指定管理者制度においては、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営に反映していく。PDCAサイクルを構築することで、利用者サービスの一層の向上を図っていくものであり、指定管理者は、利用者の満足度や意見等を把握し、これを確認・分析し、サービス改善に反映していくことが重要である。 各指定管理者は、アンケート調査の対象の拡大など、利用者サービスの検証・分析について、より一層の取組が望まれる。 (公益財団法人東京都中小企業振興公社) (多摩産業交流センター指定管理共同企業体) (意見・要望事項) (オ) インターネット接続サービスの提供について 浜松町館、台東館及び多摩産業交流センターでは、各指定管理者が、事業計画書において、自主事業として、インターネット接続サービスを行うことを提案し、表9のとおり、イベントや会議の主催者等からインターネット設備の利用希望がある場合は、有料又は無料を提供する事業を実施している。 このインターネット接続サービスの提供について見たところ、局が、施設整備において、インターネット設備の整備を行い、各指定管理者は、このインターネット設備を利用し、自主事業としてインターネット接続サービスを行うに当たって、プロバイダー契約を締結するなどして、有料又は無料にて利用者に提供していることが認められた。 また、イベント等のデジタル配信やオンライン会議等の推進など、社会経済情勢の変化を踏まえると、本施設におけるインターネット設備の必要性は高く、また、利用者アンケートにおいて、インターネット接続サービス無料化の要望もある。 しかしながら、現在は、局が、本施設に必要な設備として、インターネット設備の整備を行っているにもかかわらず、その設備の利用については、指定管理者の自主事業としての提案に委ねられている状況である。このため、指定管理者からの提案がなければ、利用者が当該サービスの提供を受けられない可能性や、局が整備したインターネット設備が有効に使われない可能性がある状況となっている。 局は、インターネット接続サービスが利用者にとって確実に提供されるよう、自主事業で行う場合の条件整備や指定管理業務での実施など、当該サービスの提供の取扱いについて、検討が望まれる。
---	--

（産業労働局）

（表9）インターネット接続サービスの料金

施設名	単位	料金
浜松町館	展示室 1室 1日につき	8,000円
台東館	展示室 1室 1日につき	8,000円
多摩産業交流センター		無料

（意見・要望事項）

（カ）台東館における無料 Wi-Fi サービスについて

台東館では、指定管理者が、事業計画書において、自主事業として、利便性を高める目的で無料 Wi-Fi サービスの提供を提案している。

この無料 Wi-Fi サービスの提供について見たところ、3階事務室付近に設けられた、利用者が打合せ等を行うビジネスコーナーにおいて、机上に接続 ID の表示をし、この ID を入力して利用できるようにしている。指定管理者は、外部から無料 Wi-Fi 利用目的の方が殺到する懸念があるため、ビジネスコーナー以外に館内での無料 Wi-Fi サービスの提供はしないとしている。

ところで、3階には、ビジネスの合間の休憩や、ひとときの寛ぎを提供する空間として、ラウンジも設置されている。ここにはソファやテーブル、飲料自動販売機のほか、東京の伝統工芸品も展示されている。

ビジネスコーナーにおける無料 Wi-Fi サービスは、接続 ID をラウンジ内に表示することで、新たなコストをかけずとも、ラウンジにおいても利用可能となるものである。また、ラウンジは、3階であること、事務室と同じフロアであることから、気軽に外部から無料 Wi-Fi 利用目的の方が殺到するような立地ではないと考えられる。さらに、ビジネスコーナーは、打合せや有料パソコン使用などで利用する設定であり、限られた台数等で構成されていることから、これらの用途以外でも利用できるラウンジにおいても、無料 Wi-Fi を利用可能とすることで、利用者の利便性の向上が見込まれる。

また、浜松町館及び多摩産業交流センターでは、施設内全域において、無料 Wi-Fi サービスの提供をしている。

指定管理者は、台東館における無料 Wi-Fi サービスについて、利便性の向上の面から、ラウンジでの利用を可能にするなど、提供範囲拡大の検討が望まれる。

（公益財団法人東京都中小企業振興公社）

（指摘事項）

（キ）浜松町館の一時滞在施設の運営計画を適切に整備するべきもの

浜松町館は、発災時に帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設に指定されている。一時滞在施設の運営マニュアルによると、施設管理者は、本マニュアルに基づき、

平時に準備すべき事項と災害時の具体的な運用等の運営計画を施設ごとにあらかじめ作成しておく必要がある。

そこで、浜松町館における運営計画を見たところ、次のとおり、必要とされる事項が定められていないことが認められた。

a 受け入れた高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、女性、性的マイノリティの方への配慮に努め、管理責任者及び副管理責任者に對し必要な助言を行うケア・コミニショナー、受入人数が1,000人以上の大規模施設において複数のケア・コミニショナーを統括するケア・ハイ・コミニショナーが設置されていない。

b 一時滞在施設の運営準備として、発災時に迅速に施設を開始し、帰宅困難者を受入れるために、あらかじめ待機するスペースを設定し、その一部を優先スペースにするなど、要配慮者、女性、性的マイノリティの方に配慮することとされているが、優先スペースなどが設定されていない。

指定管理者は、浜松町館の一時滞在施設の運営計画を適切に整備したい。

（公益財団法人東京都中小企業振興公社）

（指摘事項）

（ク）台東館の災害対策上、重要な情報の記載を図るべきもの

台東館では、展示場の利用申請者（以下「申請者」という。）に自衛消防隊の組織編成等の防災管理と災害時の対応を求めている。そこで、災害時の対応のために申請者へ示されている館内図（以下「館内図」という。）を見たところ、次の問題点が認められた。

a 屋外非常階段への出口を示す記載がない。
b 同様の施設である浜松町館、多摩産業交流センターでは避難動線を館内図に示しているが、台東館では、非常口、避難階段の表示はあるものの、避難動線の記載がない。

このように、災害対応上、重要な情報である屋外非常階段への出口、避難動線の記載がなく、申請者に対する災害対応に必要な情報が十分に提供されているとはいえない。

指定管理者は、台東館の館内図へ災害対策上、重要な情報の記載を図らねたい。

（公益財団法人東京都中小企業振興公社）

（指摘事項）

（ケ）浜松町館及び台東館の管理運営業務の経理及び契約について適正化を図るべきもの

浜松町館及び台東館の各基本協定において、指定管理者は、管理運営業務の実施に当たって、指定管理業務、受託業務及び自主事業等指定管理者が行うその他の業務として、それぞれ経理を明確に区分して、その収入、支出に関する帳簿及び関係書類を備え、経理状況

を常に明確にしておかなくてはならないとされている。

また、局は、浜松町館及び台東館の建物共用部分等の管理運営について、表１０のとおり、指定管理者に委託しており、業務内容は、保全・管理業務、施設設備の修繕及び工事、共用部分等の管理運営などのほか、台東館の施設整備業務である。

そこで、これらの管理運営業務の経理状況及び履行状況について見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。

指定管理業務の経理

事業報告書において、指定管理業務に係る事業収支が報告されているが、

① 指定管理業務の事業収支の収入には自主事業が区分して計上されているが、支出には自主事業が区分して計上されていない

② 自動販売機、コピー機、インターネット接続サービスなどの自主事業に要する電気料金について、子メーターを設置していないことから自主事業負担分が不明であるとして負担せず、指定管理業務の経費により支出している

など、経理が明確かつ適正でないことに起因して事業収支の妥当性が確認できない状況である。

指定管理者への業務委託

業務委託契約においては、業務内容（仕様、数量、実施時期等）を仕様書により定め、その変更については、契約変更手続（仕様書の業務内容を変更する旨の協議書・承諾書の取り交わし等）を行う必要がある。

しかしながら、台東館の施設整備業務について、

① 仕様書には、業務内容や仕様、実施時期に係る具体的な記載がない

② 契約書において事業実施計画書等に基づき履行するものとしているが、表１１のとおり、事業実施計画書等と委託完了報告書の内容が相違しており、また、局は、事業実施計画書等を変更したとしているが、変更が確認できない状況である

③ 表１１のインターネット設備の入替え（項番３）については、実施内容及び協議内容が不明であることから、自主事業により有料で提供しているインターネット接続サービスに係る費用負担との区分や、業務委託経費負担することの妥当性が確認できない状況である

④ 概算払による業務委託契約経費の支払については、前述ｂ①～③に起因して、変更などが四半期の執行状況報告及び次期所要額に反映されておらず、履行確認が行えないことから、精算書の計算基礎が不明である

など、委託業務内容の履行の担保及び履行状況等の検証ができず、委託契約経費の資金交付及びその精算の妥当性が確認できない状況である。

指定管理業務については、局が、経理状況等を正確に把握するとともに、基本協定に基

づき、区分経理や、収支に関する帳簿及び関係書類を備えて明確かつ適正な経理を行うよう、指定管理者を指導する必要がある。

業務委託については、都の契約関係規程の適用を受けるものであり、これに基づき、委託業務内容の履行の担保及び仕様書等に照らした履行状況等の検証が可能となるよう、適正化を図る必要がある。また、概算払による委託料の交付及び精算を厳正に行う必要がある。

指定管理者は、浜松町館及び台東館の管理運営業務に係る経理を適正に行われたい。

局は、浜松町館及び台東館の管理運営業務の経理及び契約の適正化を図らねたい。

(公益財団法人東京都中小企業振興公社)
(産業労働局)

(表 10) 指定管理者に対する業務委託契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
令和3年度都立産業貿易センター建物共用部分等の管理運営委託	令和3. 4. 1～令和4. 3. 31	125, 256, 000 113, 516, 800	公益財団法人東京都中小企業振興公社
令和4年度都立産業貿易センター建物共用部分等の管理運営委託	令和4. 4. 1～令和5. 3. 31	117, 866, 000 115, 510, 608	公益財団法人東京都中小企業振興公社

(表 11) 事業実施計画書等及び委託完了報告書の記載

項番	区分	事業実施計画書等の記載	委託完了報告書の記載
1	令和3年度	南壁面補修工事の実施設計 衡立80台購入	(実施した旨の記載なし) (実施した旨の記載なし)
2	令和3年度	(記載なし)	利用者に貸し出すインターネット設備がサポート切れを迎えるため、設備の入替えを行った。
3	令和4年度	展示室・会議室 照明設備 の更新360台購入	電気料金の値上げ、節電対策として、6階、7階貸展示室の照明器具348台、2階会議室の照明器具12台、及び階段通路誘導灯56台のLED化工事を実施した。

(指摘事項)

(コ) 多摩産業交流センターにおける指定管理業務及び業務委託の適正化を図るべきもの

多摩産業交流センターの基本協定において、指定管理者は、管理運営業務の実施に当たって、指定管理業務、受託業務及び自主事業等指定管理者が行うその他の業務として、それぞれ経理を明確に区分して、その収入、支出に関する帳簿及び関係書類を備え、経理状況を常に明確にしておかなくてはならないとされている。

また、局は、多摩産業交流センターの建物共用部分等の管理運営や開業準備関連業務について、表１２のとおり、指定管理者に委託しており、業務内容は、保全・管理業務、施

設備の修繕及び工事、共用部分等の管理運営に係る物品の管理保全などのほか、同施設の開業準備事業に伴う工事・初度調弁・情報システムの整備・保全管理等である。

そこで、これらの管理運営業務の経理状況及び履行状況について見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。

ア 会計経理の妥当性

指定管理業務の経理について、事業収支の計上経費の根拠書類が確認できない、指定管理者負担分として算出された建物維持管理経費の額と事業収支の建物管理経費の額とが一致しないなど、また、業務委託については、委託料の精算額の根拠が確認できないなどの状況である。

イ 業務委託契約

募集要項及び基本協定において指定管理業務としている業務が、表12及び表13の業務委託契約により実施されているなど、指定管理業務と業務委託とが適正に区分されていない。また、開業準備関連業務（附帯工事・初度調弁・情報システムの整備等）に係る委託契約について、仕様書等に業務内容に係る具体的な記載がない、業務内容についても変更手続を行っていないなど、委託業務内容の履行の担保及び仕様書等に照らした履行状況等の検証ができない状況である。

指定管理者は、指定管理者業務と業務委託に係る会計経理を適正に行われない。

局は、多摩産業交流センターにおける指定管理者業務と業務委託の区分を明確にし、協定及び契約関係規程に基づき、適正な手続を行うとともに、事業収支や委託経費を検証し、経理を適正に行うよう指定管理者を指導し、指定管理業務及び業務委託の適正化を図らなければならない。

(多摩産業交流センター指定管理共同企業体)
(産業労働局)

(表12) 指定管理者に対する業務委託契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
令和3年度開業準備関連業務委託	令和3.7.1～令和4.3.31	54,512,601 精算額 52,295,066	多摩産業交流センター指定管理共同企業体
令和3年度開業準備関連業務委託(その2)	令和3.7.1～令和4.3.31	18,700,000 精算額 9,680,000	多摩産業交流センター指定管理共同企業体
令和4年度多摩産業交流センター建物共用部分等の管理運営委託	令和4.4.1～令和5.3.31	709,139,000 精算額 704,418,668	多摩産業交流センター指定管理共同企業体

(表13) 協定締結後に指定管理者業務を業務委託とした契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
多摩産業交流センター産業振興支援業務委託	令和5.1.14～令和5.3.31	2,140,000	多摩産業交流センター指定管理共同企業体
東京たま未来メッセ産学交流推進会運営業務委託	令和5.1.11～令和5.3.31	902,880	多摩産業交流センター指定管理共同企業体

(指図書事項)

(サ) 指定管理者制度の目的に沿った制度運用を行うべきもの

指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があるときに活用ができる制度であり、指定管理者制度の目的は、住民サービスの向上と行政の効率化である。この制度運用に当たっては、指定管理者の選定から管理運営の実施、その評価までを一貫した体系として「指定管理者制度に関する指針」（以下「指針」という。）を作成し、都における統一的な対応に努めている。この指針を踏まえ、局は、指定管理者と基本協定を締結し、必要な事項を定めている。

そこで、浜松町館、台東館及び多摩産業交流センターにおいて、指針に基づいた制度運用となっているか見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 年度計画の承認

年度計画は、選定時に提出した事業計画における提案等を的確に反映し、かつ、管理運営において求める水準を達成するために、年度ごとに実施する具体的な業務の内容やスケジュール等を記載したものを、当該事業年度開始前に指定管理者が作成し、局が承認することとされている。

しかしながら、年度計画に当たる事業実施計画書（以下「年度計画」という。）について見たところ、

① 業務の項目や経費区分のみの記載となっており、事業計画に基づき年度ごとに実施する具体的な業務の内容やスケジュール等が分からない

② 事業計画の内容に変更が生じた場合は、年度計画において反映させることとなっているが、変更内容が分かるものとなっていない

など、年度計画の内容が適切でないにもかかわらず、局はこれを承認している。

イ 自主事業の承認

自主事業は、当該施設の管理運営業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用負担により実施でき、自主事業を実施する場合は、指定管理者が計画を定め、局が承認することとされている。

しかしながら、自主事業の計画について見たところ、

① 項目、事業規模、計画額、四半期ごとの予算額の記載のみであるため、自主事業の内容の詳細が分からない

② 自主事業の支出が計上されておらず、費用負担が分からないなど、計画の内容に不備があるにもかかわらず、局はこれを承認している。

ロ 事業報告書の確認

事業報告書は、指定管理者に年度終了後提出させ、管理の実態を正確に把握し、的確な管理運営状況評価に資するため、確認・分析することとされている。

- しかしながら、事業実績、事業収支、物品管理等の事業報告書について見たところ、
- ① 年度計画が適切なものとなっていないことから、報告された事業実績が適切であるか確認できない
 - ② 台東館及び浜松町館においては、事業収支について、指定管理者が負担すべき自主事業の費用が、長年にわたり指定管理業務経費として計上されているなど、指定管理業務の収支状況として妥当なものでない
 - ③ 台東館及び浜松町館においては、都の貸与物品や指定管理者の購入物品等について、帰属区分等が複数年にわたり誤っている
 - ④ 多摩産業交流センターにおいては、業務委託契約による初度調弁等の内容が確認できないため、物品管理状況が適切であるか確認できない
- など、事業報告書の確認・分析を的確に行っておらず、このため、必要な指導を行えていない。

指定管理者制度の運用においては、局が、日頃から指定管理者の業務について確認を行い、適切な指導に努め、履行状況が協定及び年度計画どおりになっていることを検証し、改善が必要な場合は、改善のための指導・監督を行うこととされている。また、管理運営状況に関する評価により、管理業務の実施等について確認を行うとともに、サービス実施状況等をチェックし、その結果を管理運営に反映していく PDCA サイクルを構築することで、都民サービスの一層の向上を図ることが求められている。こうした仕組みを有効に機能させるためには、指定管理者の業務管理に当たっては、指定管理者制度の目的及び趣旨を踏まえて、確認・検証及び指導・監督を適切に行う必要がある。

局は、指定管理者制度の目的に沿った制度運用を行われたい。

(産業労働局)

(参考 1) 指定管理料の推移

(1) スポーツ関連施設

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
テニス施設	135,881	570,396	330,416	447,350	287,806
体育館	592,928	698,126	848,204	967,439	415,926
武道館	286,559	284,924	315,988	307,800	311,997

(注) いずれの施設も利用料金制を採用

(2) 霊園・公園

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
東京都霊園 (注 1)	1,591,427	1,878,433	1,691,482	1,665,311	1,770,523
都市部の公園 ・北部グループ (注 2)	674,374	799,650	694,477	711,050	753,519

(注 1) 本監査の対象施設 5 霊園を含む 8 霊園に係る指定管理料

(注 2) 高井戸公園は令和 2 年 6 月 1 日に開園され、「都市部の公園・北部グループ」に編入

(3) 都営住宅

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
都営住宅等	9,121,752	9,473,069	9,884,885	10,114,745	10,383,217

(注) 本監査の対象施設 11 団地を含む全都営住宅等に係る指定管理料

(4) 見本市・展示会施設

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
浜松町館 (注 1)	51,326	82,883	72,458	42,411	-
台東館 (注 2)	-	-	69,941	35,855	9,723
多摩産業交流 センター (注 3)				20,100	264,205

(注 1) 令和 2 年 9 月 14 日再開業。令和 2 年度以降は利用料金制を採用

(注 2) 利用料金制を採用

(注 3) 令和 4 年 10 月 14 日開設。令和 4 年度以降は利用料金制を採用

(参考2) 指定管理者管理運営状況評価の推移

(1) スポーツ関連施設

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
テニス施設	A	B	B	B	A
体育館	A ⁺	B	B	A	B
武道館	A	B	B	B	B

(2) 霊園・公園

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
青山霊園	A	B	B	B	B
谷中霊園	A	B	B	B	A
雑司ヶ谷霊園	A	B	B	A	A
染井霊園	A	B	A	A	B
多磨霊園	A	A	B	A	A
高井戸公園 (注)			A	A	A

(注) 令和2年6月1日開園

(3) 都営住宅

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都営住宅等 (注)	S	A	A	A	S

(注) 本監査の対象施設11団地を含む全都営住宅等に係る評価

(4) 見本市・展示会施設

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
浜松町館	A ⁺	C	A	A	A
台東館	S	A	A	A	A
多摩産業交流 センター(注)					A

(注) 令和4年10月14日開設

※上掲の表に記載の評価基準は令和元年度に次の表のとおり一部が変更されている。

区分		平成30年度	令和元年度～
管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設		S	
管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設		A ⁺	A
管理運営が良好であった施設		A	B
管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設(注)		B	C

(注) 令和2年度以降は、「管理運営に良好ではない点が認められた施設」